

資料集

1 計画の策定経過

(1) アンケートによる意識調査

① 「令和5年度 男女共同参画・人権についての市民アンケート調査」の実施

調査対象: 16歳以上の市民

調査対象の抽出方法: 住民基本台帳より無作為抽出

調査方法: 郵送配布、郵送回収及びインターネット回答

調査期間: 令和5年9月1日～令和5年10月11日

回収状況: 発送件数/3,000件 有効回答数/911件 有効回答率/30.4%

② 「令和5年度 男女共同参画についての事業所アンケート調査」の実施

調査対象: 市内事業所

調査対象の抽出方法: 市内主要事業所からの有意抽出

調査方法: 郵送配布、郵送回収及びインターネット回答

調査期間: 令和5年9月6日～令和5年10月27日(郵送回収分)

令和5年9月6日～令和5年10月31日(インターネット回収分)

回収状況: 発送件数/200件 有効回答数/75件 有効回答率/37.5%

③ 「令和5年度 男女共同参画についての職員アンケート調査」の実施

調査対象: 市役所職員(臨時職員を除く)899人

調査方法: グループウェアのアンケート機能による調査

調査期間: 令和5年10月6日～令和5年10月20日

回収状況: 発送件数/899件 有効回答数/521件 有効回答率/57.9%

④ 「令和5年度 男女共同参画についての中学生アンケート調査」の実施

調査対象: 市立公立中学校3年生(全員)

調査方法: インターネットによる(学校で使用するタブレットから回答)

調査期間: 令和5年9月1日～令和5年10月18日

回収状況: 発送件数/1,039件 有効回答数/716件 有効回答率/68.9%

(2) 「生駒市男女共同参画行動計画(第4次)(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)の実施

調査期間: 令和6年12月20日～令和7年1月18日

提出状況: 1人・3件

(3)生駒市男女共同参画審議会の審議状況

	開催日	計画策定に関する審議内容
第1回	令和6年5月30日	・生駒市の男女共同参画の取組について ・生駒市男女共同参画行動計画(第4次)骨子案について
第2回	令和6年7月25日	・生駒市男女共同参画行動計画(第4次) 第1章「計画策定にあたって」・第3章「計画の基本的な考え方」の内容について
第3回	令和6年8月20日	・生駒市男女共同参画行動計画(第4次) 第1章「計画策定にあたって」・第2章「生駒市の男女共同参画を取り巻く現状」の内容について
第4回	令和6年10月8日	・生駒市男女共同参画行動計画(第4次) 第1章「計画策定にあたって」・第2章「生駒市の男女共同参画を取り巻く現状」・第3章「計画の基本的な考え方」の内容について
第5回	令和6年10月29日	・生駒市男女共同参画行動計画(第4次) 第4章「施策の展開」・第5章「計画の推進」の内容について
第6回	令和7年2月13日	・パブリックコメントの実施結果について ・第4次生駒市男女共同参画行動計画について

生駒市男女共同参画審議会委員名簿(令和6年4月26日現在)

氏名	備考
生駒 孝夫	公募市民
緒方亜希野	その他(女性起業家)
城野 聖一	団体推薦(生駒市校長会)
田中 舞	公募市民
◎田間 泰子	学識経験者(大阪公立大学 名誉教授)
○藤次 芳枝	学識経験者(弁護士)
宮寄慎太郎	団体推薦(特定非営利活動法人 ファザーリング・ジャパン関西)

◎会長 ○副会長(五十音順、敬称略)

2 男女共同参画関連の年表

年次	世界の動き	日本の動き	県の動き	市の動き
1975年 (昭和50年)	◆国際女性年(目標:平等、発展、平和) ◆国際女性年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」を採択 ◆1976年から10年間を「国連女性の十年」と決定(国連総会)	◆総理府「婦人問題企画推進本部」設置 ◆婦人問題企画推進本部会議開催		
1976年 (昭和51年)	◆LO(国際労働機関)に婦人労働問題担当室設置	◆「民法」改正(離婚後の氏の選択) ◆「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」施行(昭和50年公布)	◆婦人問題に関する窓口県民課とする	
1977年 (昭和52年)		◆「国内行動計画」策定 ◆国立婦人教育会館オープン ◆「国内行動計画前期重点目標」発表	◆「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置	
1978年 (昭和53年)		◆「国内行動計画に関する第1回報告書」発表	◆「奈良県婦人問題懇談会」設置 ◆婦人問題に関する世論調査実施	
1979年 (昭和54年)	◆「国連女性の十年」エスカップ地域政府間準備会議(ニューデリー) ◆国連第34回総会「女性差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	◆「国連女性の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ◆「国連女性の十年後半期行動プログラム」採択 ◆世界会議で「女性差別撤廃条約」署名式	◆「国内行動計画に関する第2回報告書」発表 ◆「女性差別撤廃条約」署名	◆婦人の地位と福祉の向上をめざして奈良県婦人問題懇談会から「提言」	
1981年 (昭和56年)	◆ILO156号条約(家族的责任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)ILO総会で採択 ◆「女性差別撤廃条約」発効	◆「国内行動計画後期重点目標」策定 ◆民法改正(配偶者の法定相続分引上げ)(昭和55年公布)	◆「婦人対策課」設置 ◆「奈良県婦人会議」設置 ◆婦人相談コーナー開設(北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議を総理府と共催で実施)	
1982年 (昭和57年)		◆「母子及び寡婦福祉法」改正(「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に)(昭和56年公布)	◆婦人情報コーナー開設	
1983年 (昭和58年)		◆「国内行動計画に関する第3回報告書」発表	◆「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置	

年次	世界の動き	日本の動き	県の動き	市の動き
1984年 (昭和59年)	◆「国連女性の十年」エスカップ地域政府間準備会議(東京)		◆婦人問題啓発フェスティバル婦人問題啓発大会開催 ◆「国連女性の十年」最終年記念「婦人のつどい」及び「婦人の活動展」開催	
1985年 (昭和60年)	◆「国連女性の十年」ナイロビ世界会議 ◆「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◆「国籍法」改正(国籍の父母両系主義確立)(昭和59年公布) ◆「女性差別撤廃条約」批准 ◆「国内行動計画に関する第4回報告書」発表		
1986年 (昭和61年)		◆婦人問題企画推進有識者会議開催 ◆「男女雇用機会均等法」施行(昭和60年公布) ◆「国民年金法」改正(女性の年金権確立)(昭和60年公布)	◆「奈良県女性センター」開設 ◆「奈良県婦人行動計画」策定	
1987年 (昭和62年)		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1989年 (平成元年)		◆「新国内行動計画第1回報告書」発表 ◆学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)		
1990年 (平成2年)	◆「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			◆生涯学習振興課内に「婦人青少年係」設置 ◆「女性センター」設置
1991年 (平成3年)		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定	◆「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施	◆「第3次生駒市総合計画」策定(計画中に「男女共生社会の実現」を明記)
1992年 (平成4年)		◆「育児休業法」施行(平成3年公布) ◆「新国内行動計画第2回報告書」発表 ◆婦人問題担当大臣設置		
1993年 (平成5年)	◆「世界人権会議」(ウィーン) ◆「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	◆「パートタイム労働法」公布・施行 ◆中学校で家庭科の男女必修開始	◆「奈良県女性行動計画修正案」策定 ◆課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更 ◆「奈良県婦人会議」を「奈良県女性問題懇話会」に改称	◆「女性青少年課」設置
1994年 (平成6年)	◆「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ◆「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ◆「国際人口・開発会議」(カイロ) ◆「人権教育のための国連十年」決議	◆高校で家庭科の男女必修開始 ◆総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置	◆「男女が共に支える社会づくりのための県民意識調査」実施	◆「男女共生社会に関する市民意識調査」実施 ◆「生駒市人権擁護に関する条例」制定

年次	世界の動き	日本の動き	県の動き	市の動き
1995年 (平成7年)	◆「女性に対する暴力をなくす決議」国連人権委員会で採択 ◆「第4回世界女性会議」(北京) ◆「北京宣言及び行動綱領」採択	◆「育児休業法」改正(「育児・介護休業法」に)(一部平成11年施行) ◆「ILO156号条約」批准	◆「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ◆「花ひらく-ならの女性生活史-」発刊	◆「生駒市女性行動計画策定委員会」発足 ◆「生駒市女性施策推進会議」及び「生駒市女性職員部会」発足
1996年 (平成8年)		◆男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ◆「男女共同参画2000年プラン」策定	◆「奈良県女性の現状(女性白書)」策定	◆「生駒市女性行動計画女と男You&Iプラン」策定
1997年 (平成9年)			◆「なら女性プラン21奈良県女性行動計画(第二期)」策定	◆「生駒市女性施策推進懇話会」設置 ◆「いこま女と男You&Iフォーラム」始まる
1998年 (平成10年)		◆男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法について」答申 ◆「特定非営利活動促進法(NPO*法)」公布・施行 ◆「男女雇用機会均等法」改正・部分施行(母性保護)(平成9年公布)		◆女性センターにて「フェミニストカウンセリング」導入
1999年 (平成11年)	◆エスカップハイレベル政府間会議開催(バンコク) ◆「女性に対する暴力撤廃国際日」を定める	◆「改正男女雇用機会均等法」全面施行(平成9年公布) ◆「改正育児・介護休業法」全面施行(平成7年公布) ◆「労働基準法」改正(平成9年公布) ◆「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ◆男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ◆「食料・農業・農村基本法」公布・施行 ◆「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」公布・施行 ◆「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣事業法)」改正	◆北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議を総理府と共催で実施	◆「審議会等委員の選任等指針」施行

年次	世界の動き	日本の動き	県の動き	市の動き
2000年 (平成12年)	◆国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ◆「政治宣言」と「北京宣言」及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」採択	◆「介護保険法」施行(平成9年公布) ◆「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」設置 ◆男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ◆男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ◆「児童虐待の防止等に関する法律」公布・施行 ◆「ストーカー*行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」公布・施行 ◆「男女共同参画基本計画」策定	◆「男女共同参画についてのアンケート」実施	◆「職場におけるセクシャルハラスメント*の防止等に関する指針」施行 ◆「生駒市女性行動計画実施計画」策定
2001年 (平成13年)		◆「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ◆「男女共同参画会議」を内閣府に設置 ◆「第1回男女共同参画週間」実施 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV*防止法)」公布・施行 ◆「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ◆「雇用対策法」改正(年齢制限緩和) ◆「雇用保険法」改正(育児休業・介護休業給付の給付率引上げ他)(平成12年公布) ◆「育児・介護休業法」改正・部分施行(仕事と家庭の両立支援策の充実)	◆課の名称を「女性政策課」から「男女共同参画課」に変更 ◆「奈良県男女共同参画推進条例」公布・施行 ◆「奈良県男女共同参画審議会」設置 ◆奈良県1日女性模擬議会開催 ◆「データでみるならの男女共同参画」作成	◆「第4次生駒市総合計画」策定(計画中に「男女共同参画社会の推進」を明記) ◆「生駒市職員旧姓使用取扱要綱」施行 ◆「人権教育のための国連10年生駒市行動計画」策定
2002年 (平成14年)		◆「改正育児・介護休業法」完全施行(平成13年公布)	◆「なら男女共同参画プラン21 奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改訂版)」策定 ◆「奈良県男女共同参画県民会議」設置	
2003年 (平成15年)		◆「支援費制度」開始 ◆男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ◆「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ◆「少子化社会対策基本法」公布・施行		◆生駒市DV被害者緊急保護委託事業開始 ◆京阪奈北近隣6市(生駒市、大阪府交野市、寝屋川市、枚方市、京都府京田辺市、八幡市)の女性のための相談窓口事業開始 ◆「男女共同参画社会に関するアンケート調査」実施

年次	世界の動き	日本の動き	県の動き	市の動き
2004年 (平成16年)		◆男女共同参画社会の将来像検討会報告書「男女共同参画は日本社会の希望」 ◆「少子化社会対策大綱」閣議決定 ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV*防止法)改正・施行(「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の充実他) ◆「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」策定		◆女性のための法律相談窓口事業開始
2005年 (平成17年)	◆第49回国連女性の地位委員会(北京+10)世界閣僚級会合(ニューヨーク)	◆「児童福祉法」改正(子育て支援事業が市町村事務に)(平成15年公布) ◆「育児・介護休業法」改正(育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設他)(平成16年公布) ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ◆「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	◆県女性センター「チャレンジサイト」開設	◆「生駒市男女共同参画行動計画 女と男 You&I プラン(第2次)」策定
2006年 (平成18年)		◆「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	◆「なら男女GENKIプラン」(奈良県男女共同参画計画(2次))策定 ◆「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2007年 (平成19年)		◆「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲拡大)(平成18年公布) ◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(保護命令制度の拡充)(平成19年公布)	◆「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(第2次計画)策定	◆「生駒市男女共同参画都市宣言」 ◆「生駒市男女共同参画推進条例」施行
2009年 (平成21年)	◆女性差別撤廃委員会の最終見解の公表	◆「次世代育成支援対策推進法」改正(一般事業主行動計画の公表、従業員への周知の義務化)(平成20年公布)		

年次	世界の動き	日本の動き	県の動き	市の動き
2010年 (平成22年)	◆第54回国連女性の地位委員会(北京+15)	◆「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充)(平成21年公布) ◆「仕事と生活の調和ワーク・ライフ・バランス」憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ◆「第3次男女共同参画基本計画」策定		
2011年 (平成23年)	◆「ジェンダー*平等と女性のエンパワメント*のための国連機関(UN Women)」発足			
2012年 (平成24年)		◆「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定		
2013年 (平成25年)		◆「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	◆「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(第3次計画)策定	◆「男女共同参画・人権についての市民アンケート調査」実施
2014年 (平成26年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(生活の根拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象)(平成25年公布) ◆「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定		
2015年 (平成27年)		◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布・施行 ◆「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定		◆「生駒市男女共同参画行動計画(第3次)You&Iプラン」及び「前期実施計画」策定
2016年 (平成28年)		◆「ストーカー*規制法」改正	◆「奈良県女性の輝き・活躍促進計画(第3次奈良県男女共同参画計画)」策定	◆「生駒市特定事業主行動計画」策定
2017年 (平成29年)	◆G7タオミナ・サミット開催(イタリア)・宣言文採択 ◆APEC女性と経済フォーラム開催(ベトナム)・声明文採択	◆「男女雇用機会均等法」改正(妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務の新設) ◆「育児・介護休業法」改正 ◆刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等) ◆国家公務員の旧姓使用の拡大	◆「なら女性活躍推進倶楽部」設置 ◆「奈良県女性活躍推進宣言」	
2018年 (平成30年)		◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定・施行 ◆「セクシャルハラスメント*対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定 ◆「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立	◆「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定	

年次	世界の動き	日本の動き	県の動き	市の動き
2019年 (令和元年)	◆20大阪首脳宣言 ◆W20日本開催(第5回WAW!と同時開催)	◆「DV*防止法」一部改正 ◆「労働施策総合推進法」改正 ◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「育児・介護休業法」改正	◆「女性活躍推進に関する意識調査」実施	◆「第6次生駒市総合計画」策定 ◆「SDGs*未来都市」選定
2020年 (令和2年)	◆64回国連女性の地位委員会	◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」改正 ◆「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 ◆「少子化社会対策大綱」策定		◆「生駒市男女共同参画行動計画(第3次)後期実施計画」策定
2021年 (令和3年)	◆第65回国連女性の地位委員会が国連部(ニューヨーク)にてオンライン開催	◆「教育職員等による児童生徒性暴力の防止等に関する法律」成立 ◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 ◆「改正育児・介護休業法」の改正(男性育休の取得促進)	◆「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画」策定	◆生駒市パートナーシップ宣誓制度開始
2022年 (令和4年)	◆G7男女共同参画担当大臣会合(ドイツ)開催「G7男女共同参画担当大臣共同声明」を発表	◆「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」制定 ◆「女性活躍推進法」改正・施行 ◆「育児・介護休業法」施行(男性育休の取得促進)		
2023年 (令和5年)	◆G7ジェンダー*平等実施報告書2023」公表 ◆日本初「G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合(栃木県日光市)」開催	◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」成立 ◆「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」成立・施行	◆「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に賛同	◆「男女共同参画・人権についての市民アンケート調査」実施
2024年 (令和6年)		◆女性の再婚禁止期間を撤廃する改正民法が施行	◆「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」	

3 男女共同参画関連の法律・制度等一覧

生駒市女性行動計画「女と男 ^{ひと} ^{ひと} ^{ゆうあい} You&I プラン」策定(1996年(平成8年)3月)以降に制定・改定されたものについて掲載しています。

年月日	法律・制度等名称	内容
1998年 (平成10年)	4.1 部分施行 H11.4.1 完全施行 (H9.6.18 公布)	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律 1 男女雇用機会均等法(1986年施行)の改正 ・募集・採用、配置・昇進等についての女性への差別的取り扱いの禁止 ・セクシャルハラスメント*防止への配慮 ・妊娠中又は出産後の女性労働者が保健指導等を受けるための勤務時間の変更、勤務の軽減等の義務付けなど 2 労働基準法(1947年施行)の改正 ・女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制の解消 ・多胎妊娠の場合の産前休業の延長(14週間) 3 育児・介護休業法(育児休業法1992年施行、育児・介護休業法1999年完全施行)の改正 ・育児・家族介護を行う一定範囲の男女労働者に対して、深夜業の制限の権利を創設
	12.1 施行 (3.25 公布)	特定非営利活動促進法(NPO*法) 福祉、環境、国際協力、まちづくりなどさまざまな分野で活躍している民間の非営利団体が、法人格を取得し、銀行口座の開設、事務所の借り上げ、不動産登記等の法律行為を団体名で行うことができるようにし、その活動を促進する。
1999年 (平成11年)	6.23 公布・施行	男女共同参画社会基本法 男女の人権が尊重され、かつ、社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊急性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めた。
	7.16 公布・施行	食料・農業・農村基本法 農業経営等への「女性の参画の推進」を規定し、その機会を確保するための環境整備を推進する。
	11.1 施行 (5.26 公布)	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童ポルノ禁止法) 1994年に批准された「児童の権利に関する条約」の精神を踏まえ、より一層の児童の保護を図るために成立したもので、18歳未満のものを「児童」とし、児童買春や児童ポルノに係る行為等について、懲役刑や罰金刑を定めるとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等について規定した。
	12.1 施行 (7.7 公布)	改正労働者派遣事業法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律) 港湾運送業務、建設業務等以外の業務について労働者派遣事業を行えるものとする事、改正により拡大する業務につき派遣期間を1年に制限すること、個人情報保護、社会・労働保険の加入促進、違法事案に係る申告制度の創設など、派遣労働者の保護措置の拡充等を定めた。

年月日	法律・制度等名称	内容
2000年 (平成12年)	4.1 施行 (H9.12.17 公布)	介護保険法 加齢に伴って生じる疾病等により、介護を要する者等が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービスの給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の推進を図る。
	11.20 施行 (5.24 公布)	児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律) 保護者の、その監護する児童(18歳未満)に対する虐待(身体への暴行等、わいせつ行為、放置など)を禁止し、児童の心身の成長を促進する。 国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関連機関等との連携を強化し、必要な体制の整備に努める。
	11.24 施行 (5.24 公布)	ストーカー*規制法(ストーカー行為等の規制等に関する法律) 従来、法律の規制の対象外とされていたストーカー行為等を処罰するなど必要な規制を行うことや、警察による加害者への警告、被害者への援助等を行うことが定められており、ストーカー行為等への警察の介入が法により保障された。
	12.12 閣議決定	男女共同参画基本計画 男女共同参画社会基本法に基づく初めての基本計画。11の重点目標を掲げ、それぞれについて、2010年までを見通した施策の基本的方向と2005年度までに実施する具体的施策の内容を示す。
2001年 (平成13年)	1.1 部分施行 4.1 完全施行 (H12.5.12 公布)	改正雇用保険法 育児休業中の給付を25%(1994年改正による)から40%に改正。離職理由により給付日数が異なる仕組みとする。
	10.1 施行 (4.25 公布)	改正雇用対策法 労働者の再就職を促進するため、事業主の募集・採用における年齢制限の緩和の努力義務を新たに規定し、この努力義務規定に事業主が適切に対応するための「年齢指針」を厚生労働大臣が定めることとされた。
	10.13 部分施行 H14.4.1 完全施行 (H13.4.13 公布)	DV*防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律) 配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を目的として、行政の介入を積極的に可能とした。 都道府県の婦人相談所等が配偶者暴力相談支援センターと位置づけられ、中心的役割を担う。センターが中心となって、警察その他の関係機関等との連携を図り、被害者の早期保護・心身の健康回復等に努める。被害者の申し立てにより地方裁判所が保護命令を発せられることとなった。
	11.16 部分施行 H14.4.1 完全施行 (H13.11.16 公布)	改正育児休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律) 働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減するための改正 ・育児休業等を理由とした不利益取り扱いの禁止 ・時間外労働の制限 ・勤務時間の短縮等の措置の対象となる子の年齢の引き上げ(1歳⇒3歳) ・子の看護のための休暇の努力義務 ・転勤についての配慮 ・国による意識啓発 など

年月日	法律・制度等名称	内容
2003年 (平成15年)	4.1 施行	支援費制度
	5.1 施行 (4.30 公布)	改正雇用保険法
	7.16 公布・施行 ※ただし、国が定める行動計画策定指針の策定は平成15年8月22日から、地方公共団体の行動計画及び事業主の行動計画の策定は平成17年4月1日から施行。なお、本法は令和17年3月31日までの時限立法	次世代育成支援対策推進法
	9.1 施行 (7.30 公布)	少子化社会対策基本法
2004年 (平成16年)	3.1 施行 (H15.6.13 公布)	改正労働者派遣法(職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)
	6.4 閣議決定	少子化社会対策大綱
	10.1 一部を除き施行 H17.4.1 完全施行 (H16.4.14 公布)	改正児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)
	12.2 施行 (6.2 公布)	改正DV [*] 防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)
	12.24 閣議決定	少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)

	年月日	法律・制度等名称	内容
2005年 (平成17年)	4.1 施行 (H15.7.16 公布)	改正児童福祉法	子育て短期預かり事業、居宅子育て支援事業、子育て支援相談事業、子育て支援コーディネーター事業などの法定化(市町村を実施主体)
	4.1 施行 (H16.12.8 公布)	改正育児・介護休業法	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は育児休業や介護休業がとれるようになった。子どもが1歳6か月に達するまで育児休業ができるようになり、介護休業は要介護状態に至るごとに1回、通算93日までとれるようになった。また、就学前児童について1年に5日まで、病気やけがをした子の看護のための休暇の取得ができるようになった。
	10.1 一部施行 (H18.4.1 施行) (H17.6.29 公布)	改正介護保険法	介護予防を大きな柱として、介護保険制度の見直しが行われる。 ①予防重視型システムへの転換 ②施設給付の見直し ③新たなサービス体系の確立 ④日常生活圏域の設定及び地域包括支援センターの設置 ⑤サービスの質の確保・向上 ⑥介護保険料負担の見直し
	12.26 策定	女性の再チャレンジ支援プラン	女性が安心して子育てしながら再チャレンジできるように支援を進め、女性が再チャレンジしやすい社会を目指す。 ①地域におけるネットワークの構築等による再チャレンジ支援 ②学習・能力開発支援 ③再就職支援 ④起業支援 ⑤国における総合的な情報提供・調査等
	12.27 閣議決定	第2次男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づく第2次の基本計画。12の重点目標を掲げ、それぞれについて、2020年までの施策の目標、施策の基本的方向と2010年度までに実施する具体的施策の内容を示す。
2006年 (平成18年)	12.25 改定	「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	プランを強化し、女性の再就職・起業等についての総合的な支援策として新たなプランが取りまとめられる。 ①再チャレンジに必要な子育て支援等の充実 ②学習・能力開発支援の推進 ③支援対象ごとのきめ細かい再就職支援の推進
2007年 (平成19年)	4.1 施行 (H18.6.21 公布)	改正男女雇用機会均等法	職場で女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取り扱いの禁止等を定めた。
	12.18 策定	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」は、国民全体の仕事と生活の調和の実現が我が国社会を持続可能で確かなものにする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むとされている。 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定めている。

年月日	法律・制度等名称	内 容
2008年 (平成20年)	1.11 施行 (H19.7.11 公布)	改正DV*防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)
	2.10 宣言 (H19.9.28 議決)	「生駒市男女共同参画都市宣言」
	4.1 施行 (H19.9.28 公布)	生駒市男女共同参画推進条例
2009年 (平成21年)	4.1 施行 (H20.12.3 公布)	改正次世代育成支援対策推進法
	6.29 改定	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の改定
2010年 (平成22年)	6.30 施行 (H21.7.1 公布)	改正育児・介護休業法(育児・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律) 改正雇用保険法
	12.17 閣議決定	第3次男女共同参画基本計画
	1月 発足	ジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関(UN Women)

年月日		法律・制度等名称	内容
2012年 (平成24年)	6.22 策定	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」～働く「なでしこ」大作戦～	女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議が行動計画を取りまとめる。 ①男性の意識改革 ②思い切ったポジティブ・アクション* (積極的改善措置) ③公務員から率先して取り組む
	5.31 策定	「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」	過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した指針を作成
2014年 (平成26年)	1.3 施行 (H25.7.3 公布)	改正DV*防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)	事実婚を含む配偶者と元配偶者の暴力に限っていた対象を「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」に準用し適用対象を拡大 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更
	10.10 決定	「すべての女性が輝く政策パッケージ」	すべての女性が輝く社会づくり本部が平成27年春頃までに早急に実施すべき施策を「すべての女性が輝く政策パッケージ」として取りまとめた。
2015年 (平成27年)	9.4 公布・施行	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。
	12.25 閣議決定	第4次男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づく第4次の基本計画。効果的な計画の推進を図るため4つの政策領域を設定し、政策領域の下に重点的に取り組む12の個別分野を設けて、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定める。
2017年 (平成29年)	1.1 施行 (H28.3.31 公布)	改正男女雇用機会均等法	妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設され、妊娠等した労働者の就業環境の整備が主な内容
	1.1 施行 (H28.3.31 公布)	改正育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)	介護休業の分割取得や介護休暇の取得単位の柔軟化など、介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるように改正した。
	1.3 一部を除き施行 6.14 全面施行 (H28.12.14 公布)	改正ストーカー*規制法	住居等の付近をみだりにうろつく行為及び電子メールに類するその他の電気通信の送信等をするものの規制対象行為への追加、禁止命令等の制度の見直し、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止、ストーカー行為等の相手方に対する援助の措置等の拡充、罰則の引上げ、ストーカー行為罪の非親告罪化等の改正を行った。
	7.13 施行 (6.23 公布)	改正刑法	主な改正点 ①強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等 ②監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設 ③強盗強姦罪の構成要件の見直し等
2018年 (平成30年)	5.23 公布・施行	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めた。
	6.12 決定	セクシャルハラスメント*対策の強化について～メディア・行政間の事案発生を受けての緊急対策～」の策定	メディアと行政の間でセクシャルハラスメント事案が発生したことを踏まえ、政府を挙げて被害の予防・救済・再発防止を図るため、施策を実施する。 主なポイント ①幹部公務員等へのセクハラ研修の義務化と、内閣人事局による幹部候補者に対する研修受講の徹底、確認 ②外部の者からの通報窓口の整備 ③被害者の二次被害防止のための取組

年月日	法律・制度等名称	内容
2019年 (令和元年)	7.6 公布・一部施行	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律
	6.5 公布 (5.29 成立)	改正労働施策総合推進法
	12.27 公布	改正育児・介護休業法
2020年 (令和2年)	4.1 施行 (R1.6.26 公布)	改正DV*防止法
	6.1 施行 (R1.6.5 公布)	改正男女雇用機会均等法
	5.29 閣議決定	「少子化社会対策大綱」策定
	12.25 閣議決定	第5次男女共同参画基本計画
2021年 (令和3年)	6.16 公布・施行	改正政治分野の男女共同参画推進法(政治分野における男女共同参画の推進に関する法律)
2022年 (令和4年)	4.1 施行 (R4.5.25 公布)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
	4.1 施行 (R3.6.4 公布)	教育職員等による児童生徒性暴力の防止等に関する法律
	7.8 施行	「女性活躍推進法」の省令・告示の改正
	10.1 施行 (R3.6.9 公布)	改正育児・介護休業法(男性育休の取得促進)

年月日	法律・制度等名称	内容
2023年 (令和5年)	4.1 施行 (R5.5.19 公布)	改正DV [*] 防止法 (配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律 の一部を改正する法律) 改正のポイント ①申し立てができる被害者の拡大 ②保護命令の種類の拡大 ③命令の有効期間の伸長 ④厳罰化
	6.23 公布・施行	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 性的マイノリティ [*] の人々が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して国民の理解が進んでいないことによって生きづらさを感じていることなどを立法事実として、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進を図ることを目的として制定。 施策の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものである。
	7.13 施行 (6.23 公布)	改正刑法 改正刑事訴訟法 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律 性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複製した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることによって、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。
2024年 (令和6年)	4.1 施行	改正民法 嫡出推定規定の見直し・女性の再婚禁止期間の廃止が行われた。 ①婚姻の解消等(離婚など)の日から300日以内に生まれた子であっても、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定されることとなった。 ②女性の再婚禁止期間が廃止された。 ③夫のみ認められていた嫡出否認権が子及び母にも認められ、出訴期間が1年から3年になった。

4 生駒市男女共同参画推進条例

平成 19 年9月 28 日
条例第 24 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 基本的施策(第 10 条—第 22 条)

第3章 男女共同参画審議会(第 23 条)

第4章 雑則(第 24 条)

附則

個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、すべての人が、性別にかかわらず一人の人間として尊重され、その能力を発揮しながら、のびやかに生きていくことのできる社会の実現は、私たち一人一人の願いです。

男女平等の実現に向けては、国際婦人年以來、国際的な取組が行われ、我が国でも男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現は、21 世紀の最重要課題と位置付けられました。

私たちのまち生駒市においても、これまで男女共同参画を推進するため、様々な施策を長期的かつ継続的に進めてきました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれを反映した社会通念や慣行、様々なハラスメントや虐待等が依然として存在していること、仕事と家庭の両立への願いが必ずしもかなえられていないこと、また、女性の意思決定の場への参画が十分とはいえないこと等、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

さらに、少子高齢化を始めとして情報化、国際化等の社会環境の急速な変化に伴い、家族や地域社会の在り方も大きく問い直されています。

こうした現状を踏まえ、私たちは、生駒山麓に広がる緑豊かな生駒市を、あらゆる人がお互いを大切にしながら支えあい、生き生きと暮らせるぬくもりのあるまちとするため、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 何人も、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、及び個人としての能力を発揮する機会が適正に確保されること。
- (2) 男女が、互いの性及び身体的特徴に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。
- (3) 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、家族の多様性を理解し、家事、育児、介護その他の家庭生活において家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、地域活動その他の社会活動に対等に参画できること。
- (4) 何人も、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習、慣行又は社会制度にとらわれることなく、自己の意思及び責任において活動できること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) すべての市民が、国籍にかかわらず、等しく自らの意思により活躍する機会が確保されること。
- (7) 国際的な理解及び協調の下に、男女共同参画が推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民、事業者及び教育関係者と連携を図りつつ取り組まなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、業務に従事するすべての者に対して職業生活と家庭生活との両立ができるよう配慮するとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント(生活のあらゆる場において、他者に不快感又は不利益を与えるような性的な言動をいう。)を行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス(配偶者、恋人等親しい関係の者からの身体的、性的、心理的、社会的又は経済的な暴力をいう。)を行ってはならない。

(広告物等の表現への配慮)

第9条 何人も、広告物等の表現において、性別による固定的な役割分担意識及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現並びに人権を侵害する性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、生駒市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者(以下「市民等」という。)の意見が反映されるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究等)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うとともに、その成果を当該施策に反映させるものとする。

(積極的改善措置)

第15条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民等と協力し、積極的に当該格差を改善するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(広報活動等)

第16条 市は、男女共同参画の推進について、市民等の理解を深めるため、必要かつ適正な広報活動を行うとともに、学習機会等を提供する等の措置を講ずるものとする。

2 市は、男女共同参画に対する関心及び理解を深める取組を市民等に広く周知するため、男女共同参画の推進に関する週間を設ける。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援等)

第17条 市は、家族を構成する男女が、互いの協力の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とを両立できるよう支援を行うものとする。

2 市は、子育て支援の強化のために特別な配慮を必要とする者がその個性及び能力を十分に発揮できる機会を活用することができるよう、情報提供、養育環境の整備等必要な支援を行うものとする。

(市民等に対する支援及び協力)

第18条 市は、市民等が男女共同参画の推進に関して行う諸活動に対し、必要な支援及び協力を行うものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第19条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報提供等必要な支援に努めなければならない。

2 市は、多様な就労形態の確保及び就労機会の拡充のため、関係機関と連携して、事業者に対し、情報提供、意識啓発等必要な支援に努めなければならない。

3 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(教育及び学習の推進)

第20条 市は、市民の男女共同参画に対する関心及び理解を深めるため、教育及び学習の機会の拡充、指導者の育成その他男女共同参画に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、幼児教育及び学校教育において、教育関係者が幼児、児童及び生徒に男女共同参画の推進に関する分かりやすい実践ができるよう支援に努めるものとする。

3 市は、社会教育において、互いに人権を尊重する社会を築くことができるよう、青少年及び社会人に対し、男女共同参画に関する教育を実施するものとする。

(苦情等の申出への対応)

第21条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情等があるとき、又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出(以下「苦情等の申出」という。)があったときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長は、苦情等の申出に対応するための相談窓口を設置するものとする。

4 市長は、苦情等の申出を適切かつ迅速に処理するため、生駒市男女共同参画専門委員会を置き、苦情等の申出に係る事案を調査させるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、苦情等の申出及びその処理に関し必要な事項は、規則で定める。

(取組拠点の充実)

第22条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施及び市民等による男女共同参画の推進に関する取組の拠点の充実に努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

第23条 第10条第2項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議するため、生駒市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、調査を行い、市長に対して意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験のある者、市民その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の4未満であってはならない。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 7 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 2 生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 31 年 11 月生駒市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

5 生駒市男女共同参画都市宣言

(平成 20 年2月 10 日宣言)

私たちは

男女平等を基本理念とし

互いの人権を尊重し

男女が共に一人の人間として自立し

自らの意思で生き方を選択し

社会のあらゆる分野に対等に参画し

喜びと責任を分かち合い

あらゆる人が心豊かに生き生きと暮らせる生駒市を築くため

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

6 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年法律第 78 号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第 12 条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 21 条)

第3章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の

社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形

成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命され

たものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年法律第 31 号)

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条の4)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第 10 条—第 22 条)

第5章 雑則(第 23 条—第 28 条)

第5章の2 補則(第 28 条の2)

第6章 罰則(第 29 条—第 31 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)(又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第 28 条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。))をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。))を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。))は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。))を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。))を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。))は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。))を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第5項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令 (接近禁止命令等)

- 第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。))を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。))をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。))に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされ

た位置情報記録・送信装置を含む。))により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。))と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。))をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。))の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。))の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
- 6 第2項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。))をいう。
- 一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第一号に規定する電子メールをいう。))その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。(退去等命令)
- 第10条の2 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を

受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第二号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(接近禁止命令等の申立て等)

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時のにおける事情

三 第10条第3項の規定による命令(以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該3項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時のにおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前2項の書面(以下「申立書」という。)に第1項第5号イからニまで又は前項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第1号から第4号まで又は前項第1号及び第2号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ二第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第 14 条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第1項第五号イからニまで又は同条第2項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限

り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第 10 条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第 10 条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第 10 条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第 10 条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第 15 条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第 18 条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第 18 条第1項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第 18 条第1項本文の事情に」と、同条第3項

中「事項に」とあるのは「事項並びに第 18 条第1項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第 20 条 削除

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第 109 号)第1編から第4編までの規定(同法第 71 条第2項、第 91 条の2、第 92 条第9項及び第 10 項、第 92 条の2第2項、第 94 条、第 100 条第2項、第1編第5章第4節第3款、第 111 条、第1編第7章、第 133 条の2第5項及び第 6 項、第 133 条の3第2項、第 151 条第3項、第 160 条第2項、第 185 条第3項、第 205 条第2項、第 215 条第2項、第 227 条第2項並びに第 232 条の2の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 112 条第1項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第 112 条第1項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第 113 条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第 111 条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第 133 条の3第1項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第 151 条第2項及び第 231 条の2 第2項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第 160 条第1項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第 160 条第3項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第 160 条第4項	第2項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第 160 条の2第1項	条第2項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第 160 条の2第2項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第 205 条第3項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第 215 条第4項	事項又は第2項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第 231 条の3第2項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第 261 条第4項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に 10 分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。))に要する費用
- 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。))及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。))をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。))及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第二号、第 12 条第 1 項第一号から第四号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令(前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。))に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項(第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条(配偶者暴力相談支援センター

に係る部分に限る。)、第 7 条、第 9 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第四号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年法律第 64 号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 基本方針等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画等(第8条—第 18 条)
 - 第3節 特定事業主行動計画(第 19 条)
- 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第 20 条・第 21 条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第 22 条—第 29 条)
- 第5章 雑則(第 30 条—第 33 条)
- 第6章 罰則(第 34 条—第 39 条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
 - 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。
- (委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 5 条の 5、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に

基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも 1 回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 20 条 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第 8 条第 7 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第 1 各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 21 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 23 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 24 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関

により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 3 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 1 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 16 条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 37 条第2項の規定による指示に従わなかった者
 - 三 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者
- 第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
- 一 第 10 条第2項(第 14 条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
 - 二 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 50 条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 50 条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第 28 条を除く。)及び第6章(第 30 条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成 28 年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年3月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

9 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和4年法律第 52 号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等(第7条・第8条)
- 第3章 女性相談支援センターによる支援等(第9条—第 15 条)
- 第4章 雑則(第 16 条—第 22 条)
- 第5章 罰則(第 23 条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和 41 年法律第 132 号)第2条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成 16 年法律第 74 号)第 13 条に規定する日本司法支援センター

をいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第11条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項(第4号から第6号までを除く。))並びに第22条第1項及び第2項第1号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に

応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第14条 民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和25年法律第204号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成7年法律第86号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前2号に掲げる者以外の者支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則 (教育及び啓発)

- 第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。
- (調査研究の推進)
- 第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。
- (人材の確保等)
- 第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。
- (民間の団体に対する援助)
- 第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
- (都道府県及び市町村の支弁)
- 第20条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。
- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護(同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。.)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。.)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。
- (都道府県等の補助)
- 第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困

難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

- 第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。)
 - 二 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

- 第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定公布の日
- 二 附則第34条の規定この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

- 四 附則第36条の規定この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

- 第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

- 第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

- 第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

- 第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置につい

ては、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。
(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

10 用語解説

あ行

【イクボス】

イクボスとは、男女を問わず、職場でともに働く部下・スタッフの育児参加等に理解がある上司(経営者・管理職)のこと。職場で共に働く部下・スタッフの仕事と私生活の両立が図りやすい環境の整備に努め、育児休業取得を促すなど、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のことを指す。

【SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)】

Social Networking Serviceの略で、インターネット上の交流を構築するサービスのこと。

【SDGs(持続可能な開発目標)】

「Sustainable Development Goals」の略で、「誰一人取り残さない」を理念とし、貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットのこと。

【NPO(民間非営利組織)】

「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、福祉、環境、スポーツ、まちづくり、人権・平和、男女共同参画など多様な分野における自主的な社会的活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称をいう。

【エンパワーメント】

社会の一員として自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことを指す。

か行

【健康寿命】

日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる期間のことで、平均余命から平均要介護期間を差し引いたもの。

【合計特殊出生率】

「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

さ行

【ジェンダー】

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。社会的、文化的につくられた性差のことで、それぞれの性にふさわしいとされる思考や行動・態度のことをいう。生物学的な性別(セックス)と区別して用いられる。

【ジェンダー・ギャップ指数】

各国の社会進出における男女格差を示す指標。世界経済フォーラムが毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。

【ジェンダーバイアス】

社会のあらゆる場面に存在する、ジェンダーに対する偏見や固定観念などの思い込みを持つこと。

【ストーカー】

自分が一方的に関心を抱いた特定の相手に、しつこくつきまとう人物。待ち伏せや尾行、面会や交際の要求、電話やメールなどの行為を執拗に繰り返す。

【性的マイノリティ(セクシャルマイノリティ、性的少数者)】

「からだの性」と「自分が認識する性」が一致しない人や、恋愛感情などの性的な意識が同性ないしは両性に向かう人(同性愛者、両性愛者)などを総称した言葉。

【性別役割分担意識】

「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」といった、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。性別によって役割を固定する意識は、結果的に男女格差を生み、男女の対等な社会参画を困難にする要因となっている。

【世界経済フォーラム】

スイスのジュネーブに本部を置く独立の非営利財団。グローバル・シチズンシップ(世界的市民)の精神に則り、パブリック、プライベート両部門の協力を通じて、世界情勢の改善に取り組む国際機関。ビジネス界、政界、学界および社会におけるその他のリーダーと連携し、世界・地域・産業のアジェンダ(実施すべき計画、議事)を形成する。毎年1月下旬に開催される年次総会はスイスのダボスで行われることから、日本ではこの総会を「ダボス会議」と呼んでいる。

【セクシャルハラスメント】

職場において他の者(職員以外も含む)を不快にさせる性的な言動及び職場外において職員が他の職員を不快にさせる性的な言動をいう。

性的言動とは、性的な内容の発言や行動からなり、それぞれ性的な関心や欲求に基づくものをいい、性別により差別しようとする意識等に基づくものも含まれる。性的言動に対する対応によって、職務上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させるなど、労働者の能力発揮や業務の効率的な遂行を阻害することになる。

た行

【ダイバーシティ】

「多様性」のこと。人は、年齢、性別、宗教、思想、障害などさまざまな属性と経験において多様である。それら個々の違いを尊重し、多様な意見を取り入れることにより、すべての人が平等に個性を活かし共存できる状態を目指して用いられる。

【デートDV】

ドメスティック・バイオレンス(DV)のうち、交際相手から行われる暴力行為のこと。恋愛が低年齢化するにつれて、中学生・高校生・大学生など若年層に広がってきている。

【ドメスティック・バイオレンス(DV)】

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力とされています。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇、無視などにより心理的苦痛を与える精神的暴力、人とのつき合いなど行動を制限する社会的暴力、性行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力がある。

は行

【パワーハラスメント】

同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

【フレックスタイム制】

1週、1ヶ月等の一定の労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を自分で選択して働く制度。

【プレコンセプションケア】

女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組。

【ポジティブ・アクション】

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会の男女間格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。男女共同参画社会基本法(第2条)では「積極的改善措置」として規定されており、また、アファーマティブ・アクションと呼ばれることもある。

ま行

【マタニティハラスメント】

職場などにおいて、働く女性が妊娠や出産を理由に精神的・肉体的な苦痛を受ける嫌がらせ行為のこと。

や行

【有効求人倍率】

全国の公共職業安定所(ハローワーク)の求職・就職の状況をまとめ、厚生労働省が毎月公表している求人数の倍率。有効求人倍率は、企業がハローワークにエントリーする仕事の数(有効求人数)÷働きたい人の数(有効求職者数)で算出する。有効求人倍率が1よりも大きくなればなるほど求人に対して応募が不足した状態であり、逆に1より小さい場合は、企業の求人に対して仕事をしたい人の数が多い状況なので、就職希望者はなかなか定職につくことが難しい状況と言える。

【ユニバーサルデザイン】

障がいのある人・ない人、あるいは年齢などの区別がなく、だれもが使えるように配慮されたデザインのこと。ユニバーサル(普遍的)という言葉が示しているように、「だれにでも公平かつ自由に使用でき、容易に使用方法や情報が理解でき、無理なく安全に使える」ようなデザインの実現ということ。また、広く社会システムのことをいう場合もある。

わ行

【ワーク・ライフ・コミュニティ・バランス】

ワーク・ライフ・バランスにコミュニティ活動(地域活動)の推進を加えたもので、仕事、家庭、地域社会(コミュニティ)の調和をはかること。

【ワーク・ライフ・バランス】

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。